令和４年１月２１日

各サークル主将　殿

学生生活課長

１月２２日以降のサークル活動について

サークル活動については、令和４年１月１１日付け学生生活課長通知「１月１２日以降のサークル活動について」で学内施設を利用した活動及びまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言が適用されている地域での活動は１月１２日から１月２１日まで禁止としていました。

昨今の新型コロナウイルス感染症は、第５波の時よりも急激に感染が拡大しています。鹿児島県では、感染者数が３００名を超える日も出ており、警戒基準を「レベル２（警戒強化）」に引き上げ、県全域に爆発的感染拡大警報を発令しました。鹿児島市でも、５例のクラスターが確認され、新規感染者数も１５０名を超える日も出てきました。本学においても、この半月足らずで６０名を超える感染者（ほぼ学生）が確認されています。

このような状況を踏まえ、これ以上の感染拡大を防ぐため、サークル活動についても、再び、学内外を問わず禁止とせざるを得ません。ただし、当該期間中に、動物の飼育等サークル活動のために必要な作業については、十分な感染防止対策を講じていれば認めますので、予め申し出るようにしてください。

サークル活動に限らず、感染リスクが高まる集団行動（特に大人数や長時間におよぶ飲食、ライブ（主催者による感染拡大防止策が確認できるものを除く）、カラオケ等）についても、強く自粛を求めます。加えて、少人数でも、短時間でも、感染のリスクがなくなるわけではないことを十分に理解したうえで、「感染しない、感染させない」ことを意識した行動をとってください。

この措置は、１月２２日（土）から２月１３日（日）までとしますが、鹿児島市の感染拡大状況を鑑み、延長する場合があることを申し添えます。